

主張

## 東海第2 地裁判決安全置き去り再稼働許されぬ

日本原子力発電の東海第2原発（茨城県東海村）の運転差し止めを命じる判決が水戸地裁で出されました。判決は、原発事故が起きた際、「実現可能な避難計画が整えられていると言うにはほど遠い」と指摘しました。

同原発の30キロ圏内には約94万人が居住しています。住民の安全を置き去りにした早期再稼働の企てに司法が「待った」をかけたことは画期的です。日本原電は判決に従い、再稼働をきっぱり断念すべきです。

### 人格権侵害の危険を指摘

判決が重視したのは、住民を守る最後の手段である避難計画についてです。原子力災害は、2011年の東京電力福島第1原発事故のように地震や津波などの自然災害に伴う発生が想定されなければならず、「人口密集地帯の避難は容易でない」と述べ、実効的な避難計画の策定が担保できるということに疑問を示しました。

東海第2では、避難計画の策定を義務付けられている県と30キロ圏内の14自治体のうち、策定済みは比較的人口の少ない5自治体にとどまります。判決では、避難人口27万人余を抱える水戸市などで計画がない上、策定済みの5自治体の計画でも大規模地震時の住宅損壊や道路寸断が想定されておらず、複数の避難経路も設定されていないことなどを問題視しました。

避難が極めて困難である現実を具体的に検証して「安全性に欠ける」と明確に認定し、原発の運転は人格権侵害の危険があると結論付けた判決は、住民の願いに沿ったものです。

水戸地裁が示した判断は、全国の原発に共通する問題です。原子力規制委員会の新規基準で、避難計画は審査の対象になっていません。避難対策は自治体任せです。再稼働の「合格」が出された原発でも避難の実効性が保障されているところはありません。住民を安全に避難させる体制もなく、再稼働をすすめる無責任なやり方は許されません。

判決は、原発事故対策で「一つでも失敗すれば、事故が進展、拡大し、多数の周辺住民の生命、身体に重大かつ深刻な被害を与えることになりかねず、他の科学技

術の利用に伴う事故とは質的にも異なる特性がある」と指摘しました。また、原発事故の要因となる自然災害の予測は確実に行えず、「原子炉施設から放射性物質が周辺の環境に絶対に放出されることのない安全性（絶対的安全性）を確保することは、現在の科学技術水準をもってしても、達成することは困難」と警告しました。10年前の福島原発事故の大きな教訓です。

「安全神話」を復活させ、無謀な原発再稼働路線を加速させる菅義偉政権の責任は重大です。原発ゼロの道に踏み出す政治に転換することが急務です。

## 住民の声踏まえ廃炉こそ

首都圏で唯一の原発である東海第2は東日本大震災の際、地震と津波で外部電源を失うなど重大事故寸前に陥りました。1978年の運転開始から40年を超える老朽原発でもあります。福島原発事故後に定めた「運転期間は原則40年」というルールをないがしろにして、再稼働を認めた規制委の姿勢が改めて問われます。

東海第2を再稼働させる道理はいよいよありません。住民の声にこたえ、廃炉にすべきです。

2021年3月20日(土)

## 全国原発 運転条件なし

### 東海第2 差し止め

### 田村政策委員長が指摘



日本共産党の田村智子政策委員長は19日、国会内で記者会見し、水戸地裁が日本原子力発電東海第2原発（茨城県東海村）の運転を差し止める判決を出したことについて、「非常に画期的だ。この判決に照らせば、全国原発が再稼働できる状況にはない。住民の安全な避難のためには、原発を動かすことはできないことを示している」と指摘しました。

田村氏は、「この判決は、実現可能な避難計画か、安全な避難が実施し得る体制かについて、『避難ができない』と結論付け、運転の差し止めを命じた」と指摘。東海第2原発は首都圏の人口密集地に立地することから、とくに避難計画が問われ

たものの、全国各地の原発立地自治体や周辺自治体でも、さまざまな市民・市民団体が「避難ができない」との声を上げ、運動していると述べました。

田村氏は、「私が訪れた自治体でも、避難経路とされる主要道路が1本しかなく、地域住民が押し寄せれば激しい渋滞が起き、避難できるのかという問題が指摘されていた。あるいは避難するためにいったん原発に近づいてから迂回（うかい）するルートを通らなければならない問題もある」と強調。全国の原発も再稼働できる状況にはないとして、市民と力をあわせて再稼働を許さず、「原発ゼロ」に向かいたいと表明しました。

2021年3月19日(金) しんぶん赤旗

## 東海第2運転差し止め 水戸地裁「防災極めて不十分」

日本原子力発電東海第2原発（茨城県東海村）をめぐり、茨城県などの住民ら224人が原電を相手取り運転の差し止めを求めた訴訟で18日、水戸地裁の前田英子裁判長は「人格権侵害の具体的危険がある」と述べ、運転の差し止めを命じる判決を言い渡しました。

主な争点は、耐震設計の目安となる地震の揺れ（基準地震動）の評価や、人口密集地での広域避難計画の策定など。

原告側は基準地震動が過小に評価されていると主張。首都圏唯一の原発で周辺30キロ圏内に全国最多の94万人の人口を抱えることから、避難の困難性などを訴えていました。

判決は、避難計画を実行し得る体制が整えられていると言うには程遠く「防災体制は極めて不十分で安全性に欠け、人格権侵害の具体的危険がある」と指摘。「多数の周辺住民の生命、身体に重大かつ深刻な被害を与えることになりかねない」と断じました。基準地震動の評価は「過誤、欠落があるとは言えない」としました。

判決後の報告集会で河合弘之弁護士は「『避難できない』という一点で勝利した素晴らしい歴史的判決。原告の結束が今日の判決を勝ち取った」と評価しました。

原告は2012年7月に提訴。同原発は東日本大震災以降、停止中です。原子力規制委員会は18年9月、被災原発として初めて新規基準にもとづく安全審査へ



（写真）東海第2原発の再稼働を認めない判決を知らせる弁護団ら＝18日、水戸地裁前

の「合格」を、同年11月には最長20年の運転延長を認め、原電は22年12月完了をめぐりに再稼働に向けた工事を進めています。

---

## 解説

### 人口密集地 避難容易でない

「東海第2発電所の原子炉を運転してはならない」一。判決が言い渡された瞬間、法廷内は安堵（あんど）の雰囲気になりました。

提訴から8年半。首都圏唯一の原発に運転の差し止めを命じる画期的な判決が下されました。

水戸地裁の前田英子裁判長は、周辺人口94万人を抱える同原発の立地性を重大視。原発事故に伴う避難の困難性を強調しました。

判決は原子炉を設置する際の5段階の「安全対策」（「深層防護」）に言及。このうち、放射性物質が大量に放出された場合を想定した第5の防護レベルを達成するためには「実現可能な避難計画と、実効し得る体制が整備されていなければならない」と指摘し、「人口密集地帯の原子力災害における避難が容易ではないことは明らか」と断じました。

また判決は、原子炉の運転により発生した事故は「他の科学技術の利用に伴う事故とは質的にも異なる」と指摘。「深層防護」の一つでも失敗すれば事故が進展し「多数の周辺住民の生命、身体に重大かつ深刻な被害を与えることになりかねない」と主張し、「人格権侵害の具体的危険がある」と述べました。（茨城県・高橋誠一郎）

# 茨城・東海第2差し止め 原告「福島」の教訓生きた」 目頭押さえ歓喜

2021/3/19 毎日新聞 東京朝刊

茨城だけでなく首都圏全体が守られた――。東京から120キロに立地し、首都圏唯一の原発である日本原子力発電東海第2原発（茨城県東海村）の運転差し止めを言い渡した18日の水戸地裁判決に、原告の住民らは喜びの声をあげた。

2012年の提訴以降、原発の安全性や避難計画への疑問を8年余りにわたって訴えてきた原告らは、再稼働を目指す原電に対し「無謀な計画を断念して」と強調した。【葦澤琴音、森永亨、川島一輝】



東海第2原発の差し止め訴訟で勝訴判決を受け、涙を流す支援者ら＝水戸市大町1の水戸地裁前で18日午後、川島一輝撮影

18日午後2時半、水戸地裁301号法廷。「被告は、東海第2発電所の原子炉を運転してはならない」。前田英子裁判長が主文を読み上げると、原告弁護団らは、目を合わせて静かにうなずいた。弁護士ら3人が地裁正門前に駆け出し、「勝訴」「東海第二原発再稼働認めず」と書かれた垂れ幕を掲げると、集まった原告や支援者ら100人以上から歓声があき起こった。

判決後、水戸市内で開かれた記者会見で、原告団共同代表の相沢一正さんは「判決の瞬間、目頭が熱くなった」と晴れやかな顔で話した。

判決は、今月で発生から10年を迎えた福島第1原発事故を例に挙げ、「原子力災害は自然災害に伴って発生することも当然に想定されなければ

ならない」と指摘した。相沢さんは「原発事故の教訓が生かされた」とコメントした。原告の一人で茨城県石岡市の農業、魚住道郎さんは「原発事故で福島の人たちはふるさとを奪われた。勝利に喜ぶだけでなく、戦いを後退させないようにしたい」と力を込めた。

弁護団共同代表を務める河合弘之弁護士は「避難計画が不十分だというわかりやすい理由で勝訴したのはよい意味で予想外。歴史的な判決だ」と評価し「人口密集地帯で事故を起こしたらどうするのかという主張が裁判所に届いた」と喜んだ。

## 日本原電、控訴の方針

日本原子力発電は18日午後、茨城県庁で会見し、判決について「到底承服できない」として、19日にも控訴する方針を示した。

自治体主体の避難計画の不備が差し止めの主な理由となったことについて、原電の草野靖総務室長代理は、計画が原子力規制委員会の審査対象となっていないと指摘し「計画の作成には事業者として可能な限り協力している。主張が認められず遺憾だ」と述べた。

原電の現役の原発は敦賀原発1、2号機（福井県敦賀市）と東海第2原発があるが、敦賀1号機は廃炉作業中、2号機は原子炉直下に活断層があると原子力規制委員会の有識者調査団から指摘されており、ともに再稼働を見通せない状況となった。【鳥井真平、長屋美乃里】

## 東海第二原発 再稼働認めない判決 水戸地裁

2021年3月18日 20時32分 NHKニュース 各地の原発

茨城県東海村にある東海第二原子力発電所について、住民が安全対策に問題があるなどと訴えていた裁判で、水戸地方裁判所は避難計画やそれを実行する体制が整えられていないとして、事業者の日本原子力発電に再稼働を認めない判決を言い渡しました。

茨城県東海村にある日本原電の東海第二原発について茨城や東京などの住民224人は、巨大な地震で重大な事故を引き起こすおそれがあるなどとして再稼働しないよう求める訴えを起こしていました。

8年余りにわたって開かれた裁判では、原発の周辺で想定される最大規模の地震の揺れ「基準地震動」の設定や、重大事故が起きたときに備えて自治体が策定する避難計画などが争点となっていました。

18日の判決で水戸地方裁判所の前田英子裁判長は「基準地震動」の設定や施設の耐震性、それに津波の想定などについては「原子力規制委員会が審査に適合するとした判断に見過ごせない誤りや欠落があるとまでは認められない」と指摘し、原告側の主張を退けました。

一方、避難計画については「原発から30キロ圏内に住む住民が避難できる避難計画と体制が整っていないければ、重大事故に対して安全を確保できる防護レベルが達成されているとはいえない」と指摘しました。

さらに原発の30キロ圏内の住民が94万人にのぼることをあげ「避難計画を策定しているのは14市町村のうち避難が必要な住民が比較的少ない5つの自治体にとどまっていて、人口の多い水戸市などは策定できていない」と指摘しました。

そのうえで「策定された計画でも、地震などの自然災害による住宅や道路の被害も想定した、複数の避難経路を設定しておらず、実現可能な避難計画や実行できる体制が整えられていると言うには程遠い状態だ」として、日本原電に再稼働を認めない判決を言い渡しました。

東海第二原発は10年前の東日本大震災以降運転を停止しています。

## 原告や支援者からは歓声

水戸地方裁判所の前では、午後2時半すぎ原告側の弁護士3人が「勝訴」「東海第二原発再稼働認めず」などと書かれた紙を掲げました。集まった原告や支援者からは歓声が上がっていました。

判決について原告の女性は「ずっと勝訴を待ちわびていました。裁判長をはじめ裁判官がよく勉強し、この判決を書いてくれたと思います」と話していました。また支援者の女性は「首都圏の原発なので心配している人は多いと思います。原発はもう動かせないということを皆さんに知ってほしいです」と話していました。

支援者の男性は「勝訴は当然だと思いますが、実際に勝訴するかどうかは五分五分だと思っていました。廃炉に向けて国が行動すべきだと思います」と話していました。

## 弁護団長「歴史的な判決」



判決について弁護団長の河合弘之弁護士は会見で、「原告や支援者の力強い結束できょうのすばらしい判決が出た。避難計画が不十分だというわかりやすい理由で勝訴したのはよい意味で予想外で、歴史的な判決だと思う。人口密集地帯で事故を起こしたらどうするのかという主張が裁判所に届い

たと思う」と述べました。

また原告団の共同代表の相沢一正さんは「『運転してはならない』という裁判長の

声を聞いたときに目頭が熱くなりました。主張が明確に届き、福島第一原発事故の教訓が生かされました。日本原電が対策工事を完了し再稼働を強行しないよう、たたかいを継続していきたい」と話していました。

## 日本原子力発電「速やかに控訴の手続きを」



判決について日本原子力発電の草野靖総務室長代理は「判決は当社の主張を理解いただかず、誠に遺憾であり到底承服できないことから、判決文の詳細を確認したうえで速やかに控訴の手続きを行います」と述べ、19日にも控訴する考えを示しました。

## 傍聴席の倍率 18.8 倍

18日、水戸地方裁判所では傍聴希望者に向けた整理券の配布が行われ、大勢の人たちが列を作りました。裁判所によりますと、13席の傍聴席に対して希望者は244人で、倍率は18.8倍だったということです。

## 茨城 大井川知事「実効性ある避難計画策定に取り組む」



判決を受けて茨城県の大井川知事は「司法の判断であり県は当事者でないことから、コメントは差し控させていただきます。

東海第二原子力発電所の再稼働の是非については、安全性の検証と実効性ある避難計画の策定に取り組んだうえで県民に情報提供し、県民や避難計画を策定する市町村、県議会の意見を聞きながら判断していきます」というコメントを發表しました。

## 東海村 山田村長「避難計画の実効性向上など取り組んでいる」



への合理性などのほか、避難計画も争点とされたことから、その経過などは関心事となっていたことは率直なところであり、一部の原告の方とは面識もある。判決では特に避難計画など防災体制が不十分とされたと聞いているが、東海第二原発の稼働問題に対しては、

『広域避難計画の実効性向上』と『住民の意向把握』にしっかりと向き合っており、一方では住民の理解も極めて肝要となることから、国や事業者にも必要な対応を求めながら、将来における私なりの判断に備えていきたい」という談話を發表しました。

## 避難などの対応策 策定めどたたず

内閣府は、関係自治体と連携しながら原発で重大な事故が起きた際、避難などの対応策を取りまとめた計画を作っていて、これまでに再稼働した原発を中心に策定されてきました。しかし、東海第二原発をめぐる計画は協議が続いていて、策定のめどはたっていません。

18日の水戸地方裁判所の判決について、内閣府の原子力防災担当は「民事の訴訟でありコメントする立場にない」としたうえで、「関係自治体と避難計画の具体化に取り組んでいるところである。避難計画は地域住民の安全・安心にとって重要なものであり、引き続き、関係自治体と連携して防災体制の充実・強化に取り組んでいく」としています。

## 原発をめぐる過去の司法判断は



原子力発電所をめぐる裁判所が住民側の訴えを認めたケースは、これで10件となり、10年前の福島第一原発事故の後では8件となります。

原子力発電所の運転停止や設置許可の取り消しを求める訴えは、昭和40年代後半から各地の裁判所に起こ

されましたが、「具体的な危険があるとはいえない」などとして退けられてきました。

平成15年に福井県の高速増殖炉「もんじゅ」をめぐる裁判で、名古屋高裁金沢支部が国の設置許可を無効とする判決を言い渡し、これが住民側の訴えを認めた初めての判決でしたが、最高裁で取り消されました。

平成18年には、金沢地裁が石川県の志賀原発2号機の運転停止を命じる判決を言い渡しましたが、高裁で取り消されました。

こうした中、10年前の平成23年に福島第一原発の事故が起きると、その後、住民側の訴えを認める司法判断が増えました。

平成26年には、福井地裁が福井県の大飯原発3号機と4号機の運転停止を命じる判決を言い渡しましたが、2審で取り消されました。

また、運転停止を命じる仮処分の決定も相次ぎ、福井県の高浜原発3号機と4号機では平成27年に福井地裁、平成28年には大津地裁が2度にわたって運転停止を命じました。

関西電力は平成28年3月、大津地裁の1回目の決定が出た際に運転中だった3号機の原子炉を停止させ、司法の判断で運転中の原発が停止した初めてのケースとなりました。その後、運転停止の決定は高裁で取り消され、高浜原発3・4号機は再び運転を始めました。

また、愛媛県の伊方原発3号機では平成29年と去年1月に広島高裁が2度、運転停止を命じる仮処分の決定を出しました。

平成 29 年の決定はその後、取り消され、去年 1 月の決定については、18 日、広島高裁の別の部で取り消されました。

さらに去年 12 月、大阪地裁が大飯原発 3 号機と 4 号機の国の設置許可を取り消す判決を言い渡しました。

設置許可に関して住民側の訴えを認めた判決は、平成 15 年の高速増殖炉「もんじゅ」をめぐる判決以来 2 件目で、福島第一原発の事故後、初めての判断でした。そして 18 日、水戸地裁が東海第二原発の再稼働を認めない判決を言い渡しました。

## 判決のポイントは



茨城県にある東海第二原子力発電所について水戸地方裁判所は再稼働を認めない判決を言い渡しました。判決では原発で事故が起きた際に住民を避難させるための避難計画や体制が整えられていないとする初めての判断を示しました。

東海第二原発から半径 30 キロ圏内には、全国の原発で最多となる

94 万人が住んでいて、原発で重大な事故が起きた際に確実に避難させることができるかが課題となっています。

この点に関して、裁判所は「30 キロ圏内の住民が避難できる避難計画と体制が整っていなければ、重大事故に対して安全を確保できる防護レベルが達成されているとはいえない」という考えを示しました。

そのうえで「避難計画の策定は 14 市町村のうち避難が必要な住民が比較的少ない 5 つの自治体にとどまっていて、人口の多い水戸市などは策定できていない」と現状を指摘しました。

また、「すでに策定された計画でも地震などの自然災害による住宅や道路の被害も想定した複数の避難経路を設定していないほか、県の計画でも避難時の検査を行う要員の確保や、資機材の調達などが今後の検討課題となっている」と指摘しました。

そのうえで「実現可能な避難計画や実行できる体制が整えられていると言うには程遠い状態で、防災体制は極めて不十分だと言わざるをえない」と判断し再稼働を認めませんでした。

一方、争点の 1 つとなった「基準地震動」の設定について、裁判所は日本原電が算出した方法は「合理性がある」と指摘しました。

原告が考慮すべきだと主張した大きな地震波「強震動パルス」については、「東海第二原発の敷地は強震動パルスが発生するような地盤であるとは認められない」と指摘したうえで「原子力規制委員会が審査に適合するとした判断に見過ごせない誤りや欠落があるとは認められない」と判断しました。

また、津波の高さや被害の想定に関しては、「東日本大震災の際に漂流した船の挙動や日本原電が想定している津波の高さを見ても、原発に向かって大型の船舶が漂流してくることは直ちには認められない」とし、原告の主張を退けました。

このほか、火山の噴火による影響や重大事故が起きた際の対策などについても原告の主張を退けました。

今回の判決では原発そのものの安全性については「規制委員会の審査に見過ごせない誤りや欠落があるとまでは認められない」などと判断しました。

しかし「絶対的な安全性を確保することは困難だ」としていわば最後のとりでともいえる、事故が起きた場合の避難計画や避難体制が実効性を伴って整備されないかぎりには、原発を動かしてはならないという判断を示しました。

原発を動かす以上は住民の命を確実に守る必要があるという重要な課題を突きつける形となりました。

## 東海第二原発の運転禁じる

### 水戸地裁「防災体制は極めて不十分」

2021年3月18日 22時18分 東京新聞

首都圏唯一の原発で、日本原子力発電（原電）が再稼働を目指す東海第二原発（茨城県東海村）を巡り、11都府県の住民ら224人が原電に運転差し止めを求めた訴訟の判決で、水戸地裁は18日、運転を認めない判決を言い渡した。前田英子裁判長は、原発の半径30キロ圏に94万人が暮らすことを踏まえ「実効性ある避難計画や防災体制が整えられているというにはほど遠い状態で、人格権侵害の具体的危険がある」と理由を説明した。（松村真一郎）



再稼働に向けた工事が進む東海第二原発＝茨城県東海村、本社へリ「おおづる」から撮影

再稼働に向けた工事が進む東海第二原発＝茨城県東海村、本社へリ「おおづる」から撮影

## ◆ 30キロ圏の原告79人の請求認める

東海第二原発の30キロ圏には14市町村があり、人口は原発の立地地域として全国最多。原告弁護団によると、事故時の避難計画の不備を理由に、原発の運転差し止めを認めたのは初めて。判決では、30キロ圏に住む原告住民79人の請求を認める一方、それ以外の請求は棄却した。原電は控訴する方針。

東海第二原発は2011年の東日本大震災の津波で被災し自動停止し、現在も止まったまま。原電は再稼働に向け、原発の事故対策工事を進めているが、判決が確定すると、再稼働できなくなる。

## ◆ 課題抱える避難計画の策定

判決によると、原子力災害対策指針に基づく避難計画では、原発から半径5キロ圏は事故時すぐに避難が求められる。5キロから30キロ圏ではまず屋内退避、その後に放射線量が上がると避難することになる。しかし、避難計画の策定が義務付けられる30キロ圏の14市町村のうち、計画を策定済みなのは5市町にとどまっている。

前田裁判長は「人口15万人以上の日立市やひたちなか市や、27万人の水戸市は計画の策定に至っていない。策定した5自治体の避難計画も、複合災害などの課題を抱えている」と指摘した。

原発事故と大規模地震が同時に起きた場合、住宅が損壊して屋内退避が難しくなることや、道路の寸断による情報提供体制がないことを挙げ「防災体制は極めて不十分であると言わざるを得ない」と強調した。

一方、地震や津波の想定などに関しては「安全性に欠けるところがあるとは認められない」と原電側の主張を認めた。

## 東海第二原発、運転差し止め命じる 水戸地裁判決

2021年3月18日 15時13分 朝日新聞デジタル



日本原子力発電の東海第二発電所。奥は東海村のまちなみ  
=2021年3月17日午前、茨城県東海村、朝日新聞社へリから、遠藤啓生撮影

- 
- 
- 
- 
-

日本原子力発電（原電）の東海第二原発（茨城県東海村）について、住民らが原電に運転差し止めを求めた訴訟の判決が18日、水戸地裁であった。前田英子裁判長は、原電に運転差し止めを命じた。



判決では「避難計画やそれを実行する体制が整えられているというにはほど遠い状態で、防災体制は極めて不十分」だとした。

原告は茨城や東京、千葉の首都圏などの住民224人。2012年7月に原電への運転差し止めや、国の設置許可の無効確認などを求めて提訴した。国への訴えは、運転延長が認められた18年に

裁判の長期化を避けるために取り下げた。

これまで原告側と原電側が挙げていた主な争点は、想定される地震の最大の揺れを示す「基準地震動」の妥当性だった。原発の設計や安全確認の前提になる。11年の東京電力福島第一原発事故後、国が13年に設けた新



規制基準では、電力会社がそれまでより厳しい条件で設定するよう規定された。

基準地震動の算定には、過去の地震のデータをもとにした計算式が使われる。原子力規制委員会は、導き出される数値は過去のデータに基づく「平均値」にすぎないとして、平均から上ぶれする「ばらつき」も考慮する

よう求めている。原電は、過去に起きた地震などを元に平均値の1.5倍で設定している。



この値について、原告側は、より多くの事例を踏まえて4倍の想定が必要だと主張。原電側は、揺れが敷地に与える影響が大きくなるよう考慮した上で1.5倍に設定したと説明していた。

原電が地震動を予測する際、地震を引き起こす断層を特定する手法が適切かどうか

も争われた。原告側は、原電の手法では東日本大震災の揺れを再現できないと主張。原電側は、事例が蓄積された手法で断層を特定しており、原告側が採用すべきだとする手法は、確立したものとは言えないと説明していた。運転開始から40年超となる東海第二の老朽化の影響の有無も争点だった。原告側はケーブルの防火設備の安全性や、機器や配管の耐震性が不十分だと主張していた。



こうした争点とは別に、避難計画を運転停止の判断理由としたことについて、原告側弁護団は「画期的な判決」と評価している。



東海第二原発 首都圏にある唯一の商業炉で、半径30キロ圏内に全国最多の94万人が住む。1978年に運転を開始し、東日本大震災による津波被害を受けて現在は停止中。2018年11月に原子力規制委員会が最長20年の運転延長を認め、原電が防潮堤などの安全対策工事を進めている。工事の完了予定は22年12月。再稼働をめぐっては18年3月、立地する東海村に加え、水戸など周辺5市から「実質的な事前了解を得る」とする安全

協定が、原電と6市村の間で結ばれた。周辺自治体の同意を条件とするのは全国初で「茨城方式」と呼ばれる。

福島第一原発と同じ沸騰水型炉（BWR）。西日本に多い加圧水型炉（PWR）は震災後に9基が再稼働したのに対し、東日本に多いBWRは1基も動いていない。